八　匿名診療等関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名診療等関連情報を取り扱うことを禁止すること。

（手数料に関する手続）

第百五十五条の八　厚生労働大臣は、法第百五十条の二第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供するときは、匿名診療等関連情報利用者（法第百五十条の三に規定する匿名診療等関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名診療等関連情報利用者が納付すべき手数料（法第百五十条の十第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。

2　前項の通知を受けた匿名診療等関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（令第四十四条の二第二項の厚生労働省令で定める書面）

第百五十五条の九　令第四十四条の二第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一　手数料の額

二　手数料の納付期限

三　その他必要な事項

（手数料の免除に関する手続）

第百五十五条の十　厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者から令第四十四条の三第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の許否を決定し、当該匿名診療等関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百五十六条の二　（略）

2　法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～七　（略）

（新設）

（新設）

（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百五十六条の二　（略）

2　法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～七　（略）

八　第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ・ロ　（略）

ハ　民間事業者等のうち第百五十五条の五第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの　医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

九～十一　（略）

（機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定）

第百五十九条の三　法第二百五条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一～三　（略）

四　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十三条の二

五・六　（略）

七　高齢者医療確保法第百三十八条

八　介護保険法第六十八条

九　統計法第二十九条及び第三十一条

十　（略）

八　第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ・ロ　（略）

ハ　民間事業者　医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

九～十一　（略）

（機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定）

第百五十九条の三　法第二百五条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一～三　（略）

四　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十三条の二

五・六　（略）

七　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十八条

八　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十八条

九　統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十九条及び第三十一条

十　（略）

第二条　健康保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　保健事業及び福祉事業（第百五十三条の三―第百五十五条の十一）	第六章　保健事業及び福祉事業（第百五十三条の三―第百五十五条の十）
第七章・第八章　（略）	第七章・第八章　（略）
附則	附則